

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人  
等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める  
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 2 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人  
等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める  
条例(平成 2 4 年相模原市条例第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人さがみはら市民会議の項から特定非営利活動法人ワーカ  
ーズ・コレクティブわかの項までの規定中「平成 3 4 年 1 2 月 3 1 日」を「令和  
4 年 1 2 月 3 1 日」に改め、同表特定非営利活動法人シニアネット相模原の項及び  
特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべの項中「平成 3 5 年 6 月 3 0 日」を「令和  
5 年 6 月 3 0 日」に改め、同表特定非営利活動法人相模原こもれびの項及び特定非  
営利活動法人竹の子作業所の項中「平成 3 5 年 1 2 月 3 1 日」を「令和 5 年 1 2 月  
3 1 日」に改め、同表特定非営利活動法人ふじの里山くらぶの項中「平成 2 6 年 1  
月 1 日から平成 3 1 年 6 月 3 0 日まで」を「令和元年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 0  
日まで」に改め、同表特定非営利活動法人 Spitzen Performance の項及び特定非営利活動法人福祉協会しろやまの項中「平成 3 2 年 1 2 月 3 1  
日」を「令和 2 年 1 2 月 3 1 日」に改め、同表特定非営利活動法人神奈川県メンタ  
ルヘルスサポート協会の項中「平成 3 3 年 1 2 月 3 1 日」を「令和 3 年 1 2 月 3 1  
日」に改め、同表特定非営利活動法人 Link・マネジメントの項中「平成 3 4 年  
1 2 月 3 1 日」を「令和 4 年 1 2 月 3 1 日」に改め、特定非営利活動法人子ども・  
宇宙・未来の会の項中「平成 3 5 年 1 2 月 3 1 日」を「令和 5 年 1 2 月 3 1 日」に  
改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に特定非営利活動法人ふじの里山くらぶに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第13条の2第2項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人ふじの里山くらぶの項の規定は、なおその効力を有する。

### 提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するため、当該特定非営利活動法人が寄附金を受け入れる期間に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 87 号関係資料(その 1)

### 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)が寄附金を受け入れる期間に係る規定の改正(別表関係)

指定特定非営利活動法人である特定非営利活動法人ふじの里山クラブの指定を更新し、当該指定特定非営利活動法人が個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる期間を令和元年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までとするもの

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和元年 7 月 1 日

##### (2) 経過措置

この条例の施行の日前に特定非営利活動法人ふじの里山クラブに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)第 13 条の 2 第 2 項の規定を適用する場合にあっては、改正前の当該特定非営利活動法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

議案第 87 号関係資料(その 2)

特定非営利活動法人ふじの里山くらの概要

代 表 者	星 和美
主たる事務所の所在地	相模原市緑区小淵 1 6 8 9 番地 1
設 立 年 月 日	平成 2 2 年 1 2 月 1 日
役 員 数 等	役員 1 5 名 正会員 2 8 名
目 的	広く一般市民に、昔ながらの里山の風景と文化を残している藤野地域に来ていただき、地域の人々と共に体験を行う事業を通して人と人との新しい交流を築くとともに、藤野地域の多様な資源などの有効活用を行い、「豊かな自然・芸術環境・産業振興」の調和を図ることで、地域の活性化に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	( 1 ) まちづくりの推進を図る活動 ( 2 ) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ( 3 ) 環境の保全を図る活動 ( 4 ) 子どもの健全育成を図る活動 ( 5 ) 経済活動の活性化を図る活動 ( 6 ) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事 業 概 要	特定非営利活動に係る事業 ( 1 ) 里山の普及啓発事業 ( 2 ) 各種体験教室やイベントの開催及び支援 ( 3 ) 各種グループ又は団体とのネットワークづくり ( 4 ) 人材の育成、普及及び活用に係る事業 ( 5 ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 議案第 87 号関係資料(その 3)

### 特定非営利活動法人の指定の更新の申出等に係る経過について

#### 1 指定の更新の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の更新の申出について、平成 30 年 12 月 17 日から平成 31 年 1 月 31 日まで受付を行った(申出数 1 法人)。

#### 2 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定の更新について、平成 31 年 4 月 15 日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同日に開催された会議において審査が行われた。

##### (1) 審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(金融機関代表者 1 名、税理士 1 名、中小企業診断士 1 名、弁護士 1 名) 計 5 名

##### (2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 31 号)第 9 条第 2 項において準用する同条例第 4 条第 1 項に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、平成 31 年 4 月 15 日にその旨の答申がされた。

相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例について  
相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 28 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例  
相模原市立市民福祉会館条例(昭和 55 年相模原市条例第 28 号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第 1 条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第 2 条第 2 項の表相模原市立あじさい会館城山分室の項を削る。

第 3 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、同条第 6 項  
中「第 4 項第 1 号ア」を「第 3 項第 1 号ア」に、「第 4 項第 2 号」を「第 3 項第 2  
号」に改め、同項を同条第 5 項とする。

第 6 条及び第 7 条第 1 項中「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

第 8 条中「同条第 4 項第 1 号ア」を「同条第 3 項第 1 号ア」に、「、同条第 1 項  
第 5 号並びに同条第 3 項」を「並びに同条第 1 項第 5 号」に改める。

第 9 条第 1 項中「(第 3 条第 3 項の施設を除く。)」を削る。

別表第 1 中

「

城山分室		午前 9 時から午後 10 時まで
緑分室	高齢者交流室、談話室及び情報 交換ルーム	午前 9 時から午後 5 時ま で。ただし、一般の利用に 供する場合にあつては、午 後 6 時から午後 10 時まで
	ボランティア活動室	午前 9 時から午後 10 時ま で

」

を  
「

緑分室	高齢者交流室、談話室及び情報交換ルーム	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、一般の利用に供する場合にあつては、午後 6 時から午後 10 時まで
	ボランティア活動室	午前 9 時から午後 10 時まで

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

#### 提案の理由

城山総合事務所周辺の公共施設再編に伴う相模原市立あじさい会館城山分室の廃止その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について  
相模原市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 28 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例  
相模原市民生委員の定数を定める条例(平成 27 年相模原市条例第 12 号)の一部  
を次のように改正する。

本則中「930 人」を「933 人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

提案の理由

民生委員の担当世帯数の増減等に伴い、民生委員の定数を改正いたしたく提案  
するものである。

## 議案第 89 号関係資料

### 相模原市民生委員の定数を定める条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

民生委員の定数について、国の定数基準を参酌し、933人とするもの

(1) 区域担当民生委員・児童委員 879人(現在876人)

増減	地区名
1人増	中央、光が丘、大野中、麻溝
1人減	大野北

(2) 主任児童委員 54人(現在54人)

#### 2 施行期日

令和元年12月1日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 28 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表 4 の項、5 の項及び 11 の項中

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

を

「

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

に改

」

」

「

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの

め、同表 13 の項中

を

地方税関係情報であって規則で定めるもの

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(平成31年内閣府・総務省令第1号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)の改正に伴い、庁内連携ができる特定個人情報に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

## 議案第 90 号関係資料

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の改正(別表第2第1項の表関係)

庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。)ができる事務及び特定個人情報の組合せについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)に規定されていないものを条例で規定しており、同令の改正により次に掲げる事務及び市町村民税に関する情報の組合せが新たに規定されたことから、当該組合せと重複する条例の規定を削除するもの

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
- (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務

#### 2 施行期日

公布の日

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について  
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 2 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 7 号の表 1 の項中「、訪問リハビリテーションに」を「及び訪問リハビリテーションに」に改め、「、居宅療養管理指導に係る指定の申請を訪問看護に係る指定の申請と併せて行う場合における当該居宅療養管理指導に係る指定の申請及び訪問看護に係る法第 4 1 条第 1 項本文の指定を受けている者が居宅療養管理指導に係る指定の申請を行う場合における当該申請」を削り、同表 2 の項中「、訪問リハビリテーション」を「及び訪問リハビリテーション」に改め、「及び訪問看護に係る法第 4 1 条第 1 項本文の指定を受けている者が居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請を行う場合における当該申請」を削り、同表 1 5 の項中「、介護予防訪問リハビリテーションに」を「及び介護予防訪問リハビリテーションに」に改め、「、介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請を介護予防訪問看護に係る指定の申請と併せて行う場合における当該介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請及び介護予防訪問看護に係る法第 5 3 条第 1 項本文の指定を受けている者が介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請を行う場合における当該申請」を削り、同表 1 6 の項中「、介護予防訪問リハビリテーション」を「及び介護予防訪問リハビリテーション」に改め、「及び介護予防訪問看護に係る法第 5 3 条第 1 項本文の指定を受けている者が介護予防居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請を行う場合における当該申請」を削り、同表 2 2 の項中

「

介護老人保	1 回	23,000円
-------	-----	---------

健施設並び に短期入所 療養介護及 び介護予防 短期入所療 養介護(介 護老人保健 施設におい て行うもの に限る。) の両方又は いずれか		
---	--	--

を

」

「

介護老人保 健施設並び に短期入所 療養介護及 び介護予防 短期入所療 養介護(介 護老人保健 施設におい て行うもの に限る。) の両方又は いずれか	1回	23,000円
介護医療院 並びに短期 入所療養介 護及び介護	1回	23,000円

に改める。

予防短期入 所療養介護 (介護医療 院において 行うものに 限る。)の 両方又はい ずれか		
--	--	--

」

#### 附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

#### 提案の理由

介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第35号)による介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の改正に伴う介護医療院の介護サービス情報の調査に係る手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 9 1 号関係資料

### 相模原市手数料条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加  
(別表第 2 関係)

介護医療院の介護サービス情報の調査に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務		単位	金額
介護サービス 情報の調査	介護医療院並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(介護医療院において行うものに限る。)の両方又はいずれか	1 回	23,000 円

#### 2 施行期日

令和元年 7 月 1 日

相模原市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例について  
相模原市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 2 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例  
相模原市保健所及び保健センター条例(平成 1 1 年相模原市条例第 3 7 号)の一部  
を次のように改正する。

第 3 条の表相模原市城山保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

#### 提案の理由

城山総合事務所周辺の公共施設再編に伴い、相模原市城山保健センターを廃止  
いたしたく提案するものである。

相模原市営藤野駅周辺駐車場条例を廃止する条例について  
相模原市営藤野駅周辺駐車場条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 2 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市営藤野駅周辺駐車場条例を廃止する条例  
相模原市営藤野駅周辺駐車場条例(平成 1 8 年相模原市条例第 1 1 1 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 1 2 月 2 9 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 6 月 2 9 日から施行する。

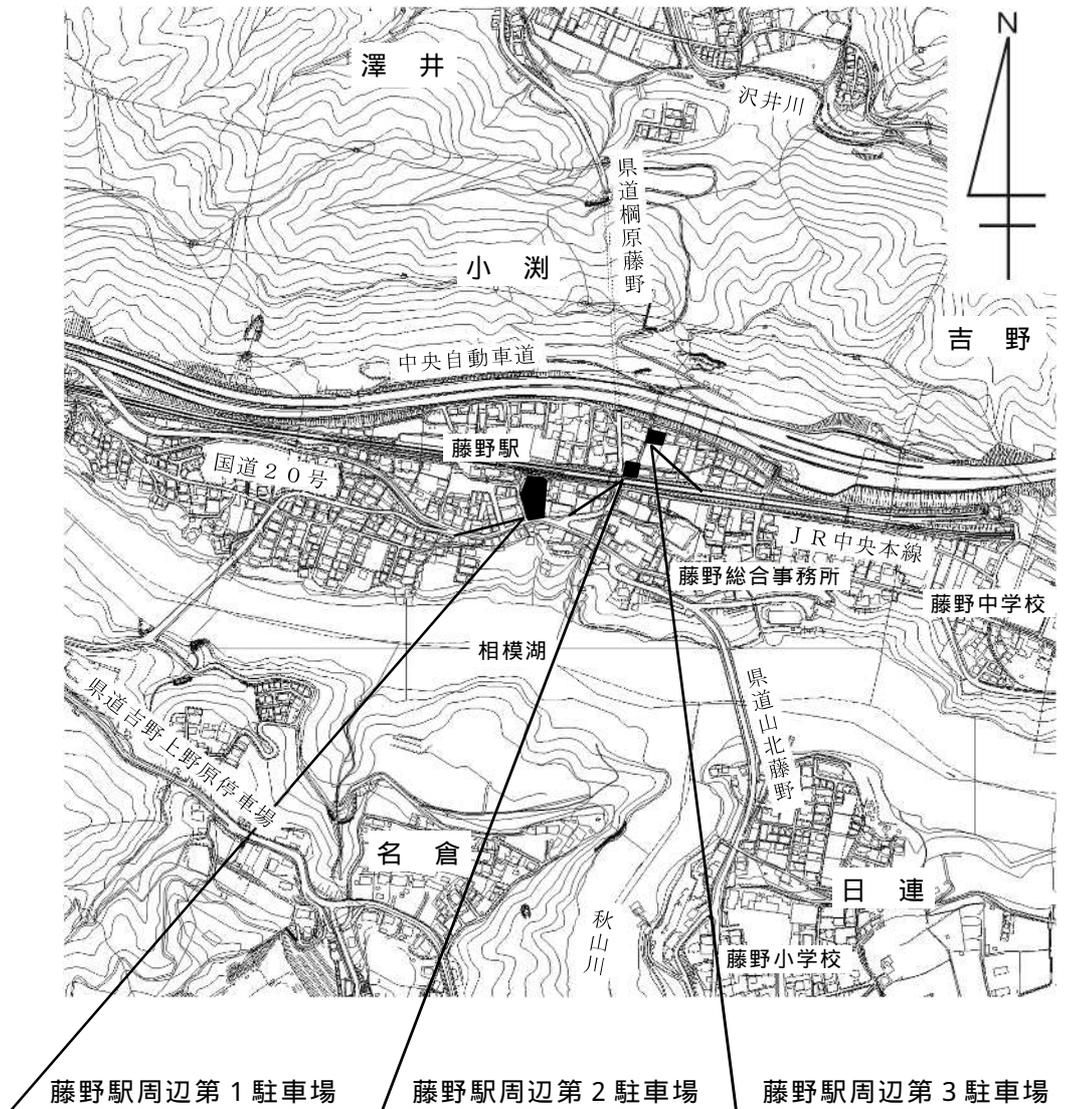
(定期利用の承認期間の特例)

- 2 この条例の施行の日の前日までの間において廃止前の相模原市営藤野駅周辺駐車場条例第 6 条第 1 項の規定による駐車場の定期利用の申請があった場合の同条例別表第 2 の規定の適用については、同表備考 2 中「6 月」とあるのは、「承認の日から令和元年 1 2 月 2 8 日まで」とする。

提案の理由

相模原市営藤野駅周辺駐車場の施設の民間事業者への貸付けを行うため、同駐車場を廃止いたしたく提案するものである。

## 案内図



### 施設の概要

名称	藤野駅周辺第1駐車場	藤野駅周辺第2駐車場	藤野駅周辺第3駐車場
設置年月日	平成13年10月1日	平成4年1月1日	平成7年4月1日
位置	相模原市緑区小湊1685番地1	相模原市緑区小湊2012番地2	相模原市緑区小湊2026番地2
構造	鉄骨造平屋建	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建(1)	鉄骨造平屋建

		階部分)	
敷地面積	1,124.61m <sup>2</sup>	139.00m <sup>2</sup>	271.65m <sup>2</sup>
延べ床面積	104.17m <sup>2</sup>	115.68m <sup>2</sup> (1階部分)	59.40m <sup>2</sup>

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 2 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市立公民館条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 5 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「関し」を「ついて」に改める。

別表第 1 城山公民館の項中「相模原市緑区久保沢 1 丁目 3 番 1 号」を「相模原市緑区久保沢 2 丁目 2 6 番 1 号」に改める。

別表第 2 第 1 号の表城山公民館の部を削る。

第 2 条 相模原市立公民館条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 号の表中陽光台公民館の部の次に次のように加える。

城山公民館	大会議室	5 0 0 円
	中会議室 1	2 0 0 円
	中会議室 2	2 0 0 円
	中会議室 3	2 0 0 円
	小会議室 1	1 0 0 円
	小会議室 2	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	工作室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	4 0 0 円
	運動室	5 0 0 円
	講義室	2 0 0 円

	多目的室 1	300円
	多目的室 2	300円
	多目的室 3	300円

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和元年 1 2 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 2 年 3 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 第 2 条の規定による改正後の別表第 2 第 1 号の表城山公民館の部に定める施設の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、同条の規定の施行の日前においても行うことができる。

#### 提案の理由

城山総合事務所周辺の公共施設再編に伴う城山公民館の位置の変更、利用に係る使用料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 案内図

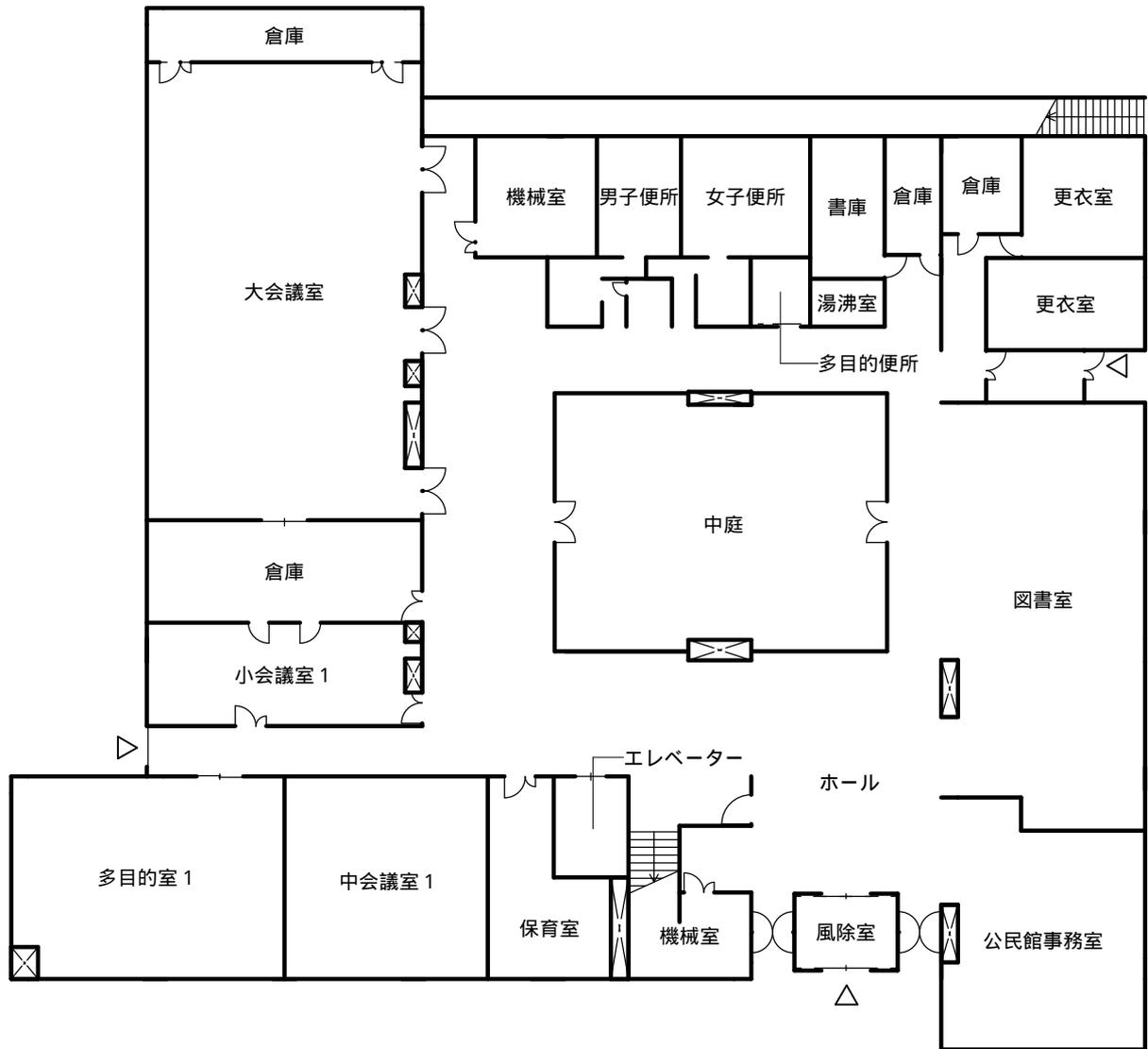


### 施設の概要

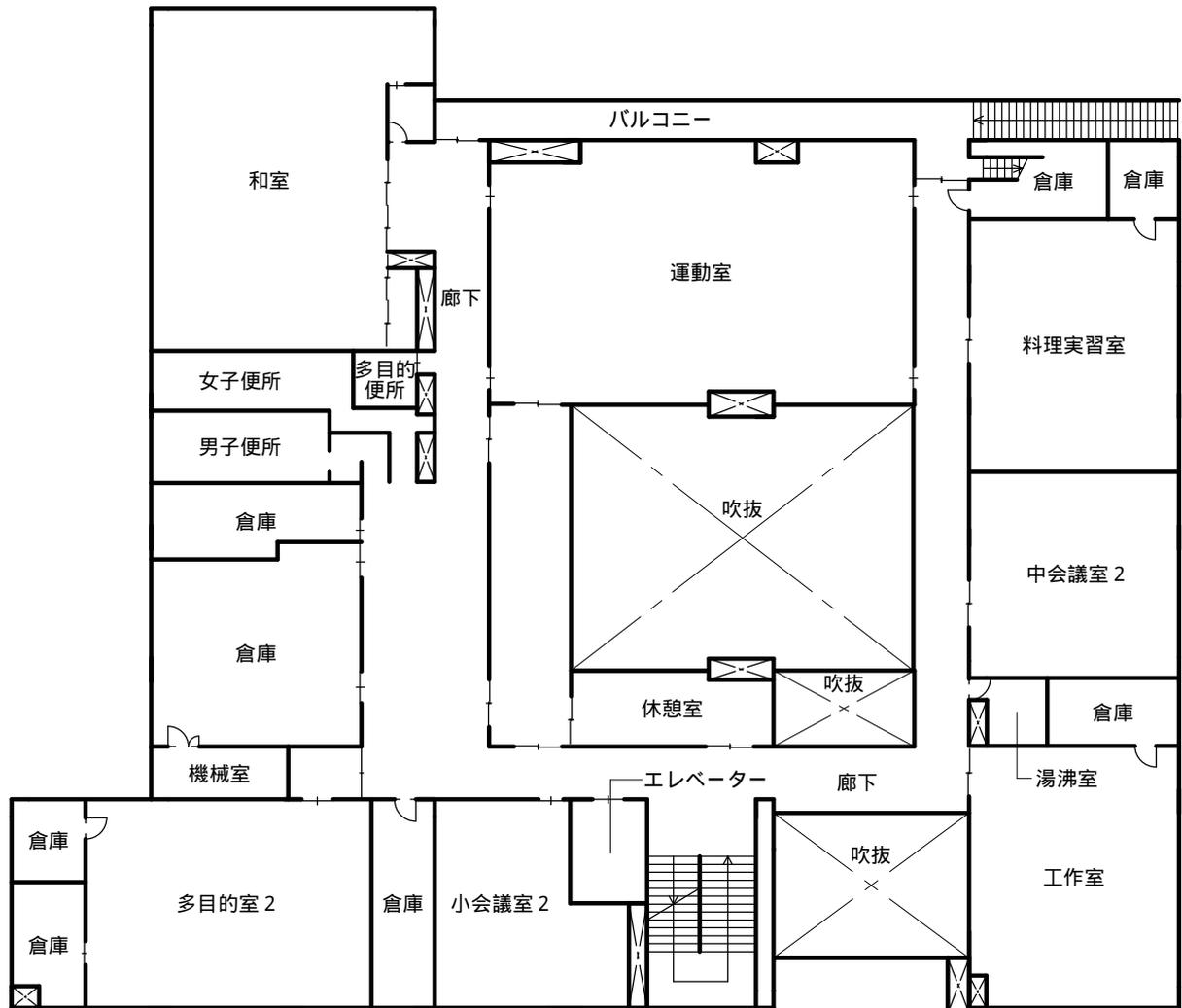
区分	移転前	移転後
位置	相模原市緑区久保沢1丁目3番1号	相模原市緑区久保沢2丁目26番1号
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建	鉄筋コンクリート造3階建
敷地面積	5,518.46㎡	4,013.51㎡
延べ床面積	2,205.44㎡ (共用部分を含む。)	2,808.37㎡



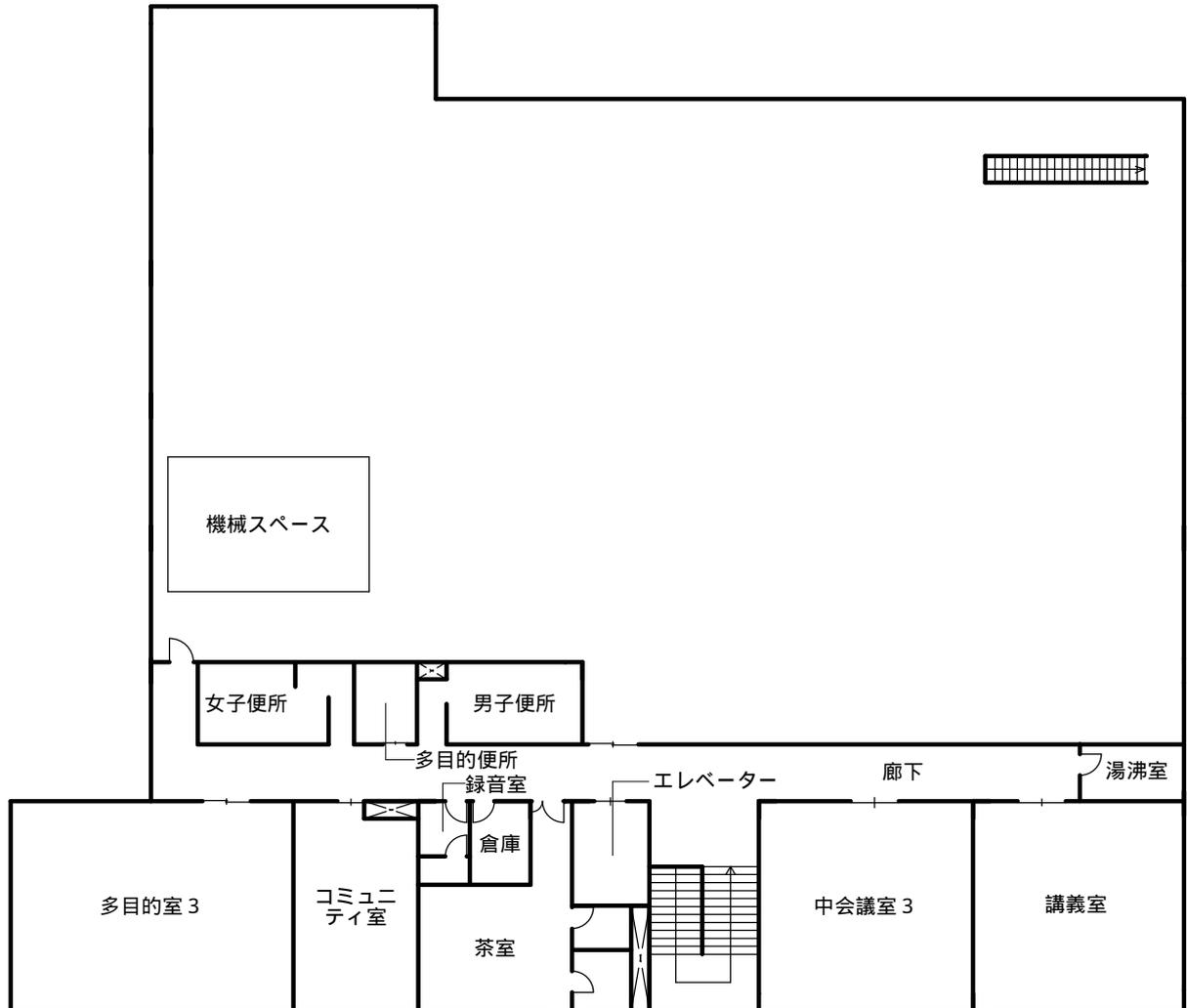
# 1階平面図



## 2階平面図



# 3階平面図



相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 19 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原  
市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 15 の表の備考、28 の表の備考、29 の表の備考及び 32 の表の備  
考中「第 53 条第 5 項第 1 号」を「第 53 条第 6 項第 1 号」に改め、「建築物」の  
次に「(耐火建築物に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

提案の理由

建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 67 号)による建築基準法  
(昭和 25 年法律第 201 号)の改正に伴い、橋本 3 丁目地区ほか 3 地区の地区整  
備計画の区域内における建築物の制限に係る規定を改正いたしたく提案するもの  
である。

## 議案第 1 0 2 号関係資料(その 1)

### 相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

橋本 3 丁目地区ほか 3 地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限に係る規定の改正(別表第 2 関係)

建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)の改正により、建蔽率の最高限度の緩和に係る規定において耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有するものとして建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)で定める建築物が新たに追加されたことに伴い、同法の規定を引用する橋本 3 丁目地区、小田急相模原駅北口地区、相模大野駅西側地区及び南台 5 丁目地区の地区整備計画の区域内における建蔽率の最高限度の緩和に係る規定について、引き続き耐火建築物のみを対象とするための改正をするもの

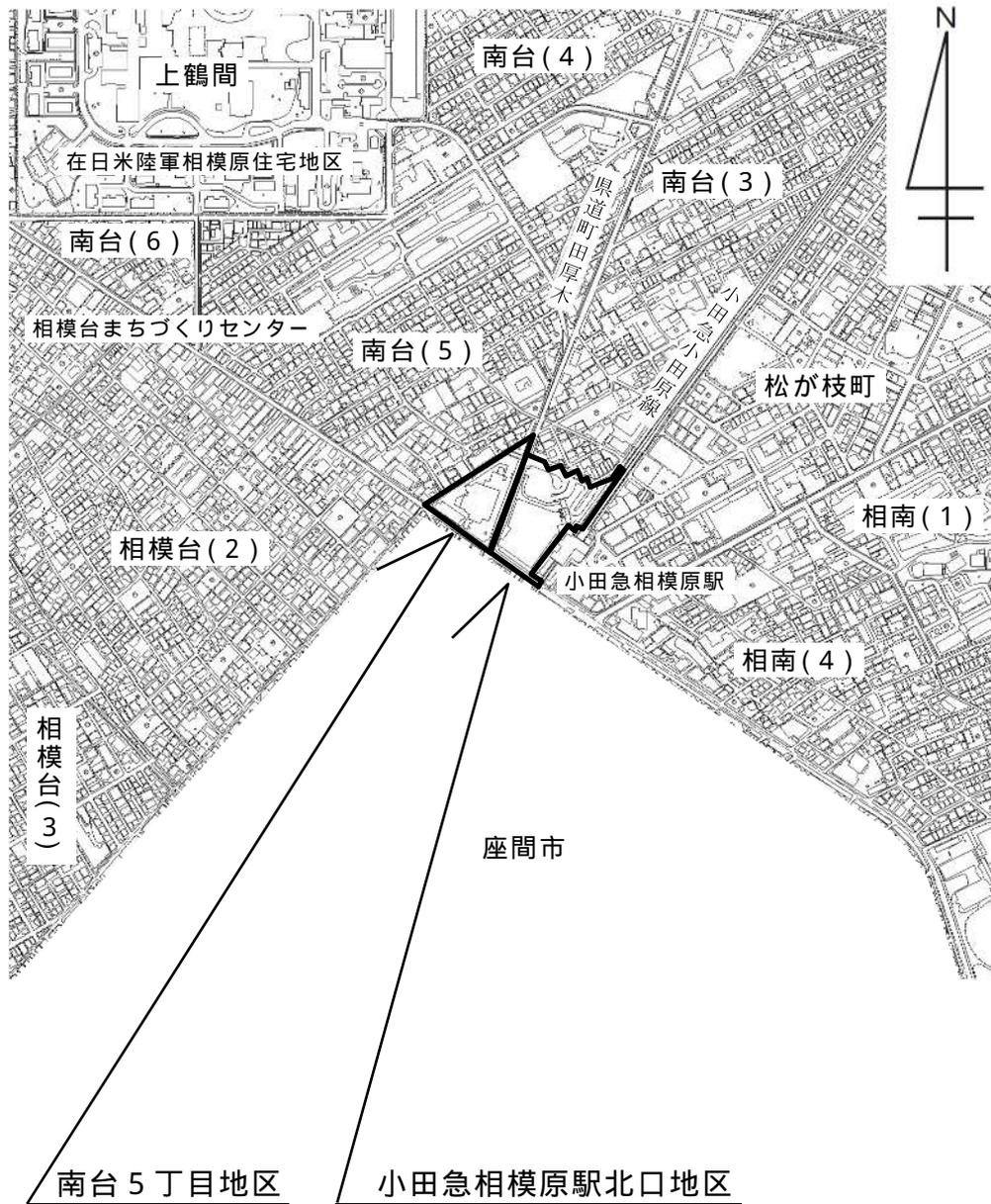
#### 2 施行期日

令和元年 6 月 2 5 日

# 案内図



# 案内図





相模原市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例について  
相模原市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例を次のように制定する。

令和元年6月24日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第87条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。

(過料)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
  - (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
  - (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者
- 2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
(相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正)
- 2 相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。  
題名及び第1条中「基準等」を「基準」に改める。  
第5条を削る。  
(相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)による子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の改正により子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る措置が講じられたことに伴う子育てのための施設等利用給付に係る規定に違反した者に対する過料その他の同法第87条の規定に基づく過料について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市立児童保育施設条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市立児童保育施設条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 24 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立児童保育施設条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(相模原市立児童保育施設条例の一部改正)

第 1 条 相模原市立児童保育施設条例(平成 17 年相模原市条例第 99 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 条各号」を「第 1 条の 5 各号」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者及び同条第 7 項後段の規定により施設等利用給付認定を受けたものとみなされた者は、その認定に係る児童が同法第 30 条の 4 第 2 号及び第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する場合は、当該児童に係る保育料を納付することを要しない。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例(平成 27 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表27の項中「又は地域子ども・子育て支援事業」を「、地域子ども・子育て支援事業」に改め、「実施」の次に「又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)による同法附則第2条の認定」を加える。

第3条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を削り、同表8の項中「別表第2第3項の表7の項」を「別表第2第3項の表6の項」に改め、同項を同表7の項とし、同表中9の項を8の項とする。

別表第2第1項の表27の項中「の支給、」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改め、「又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)による同法附則第2条の認定」を削る。

別表第2第3項の表中6の項を削り、7の項を6の項とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定 公布の日

(2) 第3条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の改正規定及び同条例別表第2第3項の表の改正規定 令和2年4月1日  
(相模原市立児童保育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市立児童保育施設条例第5条の規定は、この条例の施行の日の属する月分以後の児童保育施設の保育料について適用し、同月分前までの児童保育施設の保育料については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)による子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の改正により子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る措置が講じられたことに伴う児童保育施設の保育料に係

る規定の追加並びに個人番号の独自利用事務に係る規定及び庁内連携ができる事務に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第104号関係資料

相模原市立児童保育施設条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 相模原市立児童保育施設条例の一部改正(第1条関係)

子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること等の認定(以下「施設等利用給付認定」という。)を受けた保護者は、相模原市立児童保育施設(以下「児童保育施設」という。)の保育料の納付を要しないこととするもの

#### (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正(第2条及び第3条関係)

##### ア 個人番号の独自利用事務に係る規定の改正

子育てのための施設等利用給付の創設に伴い、私立幼稚園の就園奨励に関する事務を廃止することから、当該事務及び特定個人情報に係る規定を削除するもの

##### イ 庁内連携ができる事務に係る規定の改正

(ア)(イ)に係る事務を庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。以下同じ。)ができる事務として追加するまでの間、施設等利用給付認定に関する事務を庁内連携ができる事務として規定するもの

(イ)子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務を庁内連携ができる事務として追加するもの

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和元年10月1日。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、それぞれア及びイに定める日

ア 1(2)イ(ア)に係る規定 公布の日

イ 1(2)アに係る規定 令和2年4月1日

( 2 ) 相模原市立児童保育施設条例の一部改正に伴う経過措置

1 ( 1 ) に係る規定は、令和元年 1 0 月分以後の児童保育施設の保育料について適用し、同月分前までの児童保育施設の保育料については、なお従前の例によることとするもの